

豊中市介護認定審査会運営要綱

(目的)

第1条 この運営要綱は、豊中市介護認定審査会規則第7条の規定に基づき、豊中市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(合議体の運営等)

第2条 合議体は、保健、医療、福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。

2 合議体は、6月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することとする。

なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

3 委員は、複数の合議体に所属することができるものとする。

(合議体の議決)

第3条 合議体の委員は、審査及び判定を行うときは、できる限り委員間の意見の調整を行い、合議を得よう努める。

(審査及び判定)

第4条 審査会は、審査対象者について、認定調査票のうち基本調査及び特記事項並びに主治医意見書に基づき、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）による要介護認定基準及び要支援認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし、次に掲げる事項について審査及び判定を行うものとする。

(1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること

(2) 介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）

(3) 要介護状態等区分の決定に当たっては要介護認定等基準時間等に基づき、介護に係る時間の審査（以下「介護の手に係る審査判定」という。）を行い、介護の手に係る審査判定において、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（以下「要介護1又は要支援2」という。）に該当すると判定された審査対象者については、認知症の程度や心身の状態の安定性等に基づき、心身の状態の維持又は改善可能性の審査（以下「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」という。）を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかの判定を行う。

2 40歳以上65歳未満の審査対象者にあつては、主治医意見書により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定される特定疾病によって生じている障害を原因として要介護状態又は要支援状態となっていることを確認するものとする。

第5条 前条の審査対象者とは次に掲げる者とする。

(1) 介護保険法第27条第1項又は同第32条第1項の規定により申請を行った者

(2) 生活保護法第15条の2に規定する介護扶助を受けようとする者であつて、福祉

事務所長から審査の依頼を受けた者

(審査会の資料)

第6条 市は、審査会において審査及び判定を行う審査対象者について、次に掲げる資料を作成するものとする。この場合において、当該資料の氏名、住所等個人を特定する情報は、削除するものとする。

(1) 基本調査の調査結果及び主治医意見書を用いて、国から配布された一次判定用ソフトウェア（以下「一次判定ソフト」という。）によって分析・判定（以下「一次判定」という。）した結果（一次判定ソフトによる分析・判定の内容については、「一次判定結果について」「認知機能・状態の安定性の評価結果」における一次判定ソフトにより推定される給付区分について）（平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省通知）を参照する。

(2) 特記事項の写し

(3) 主治医意見書の写し

(審査及び判定の手順)

第7条 審査会は、基本調査の調査結果を、特記事項及び主治医意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないかを確認する。

2 審査会は、前項の確認の結果、明らかな矛盾があるなど必要と認めるときは、再調査し、又は主治医及び認定調査員に照会したうえで、必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。

3 審査会は、前項の規定により、基本調査の結果の一部修正を行うときは、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」（平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省通知）を参照するものとする。

4 審査会は、第2号被保険者の審査及び判定にあたっては、主治医意見書の記載内容に基づき、要介護状態又は要支援状態の原因である障害が特定疾病によって生じていることを「特定疾病にかかる診断基準」（平成21年9月30日老発第0331001号厚生労働省通知）に照らして確認するものとする。なお、主治医意見書を記載した医師が当該診断基準を直接用いていない場合は、意見書記載事項を診断基準にあてはめ、特定疾病に該当しているかどうかについて確認するものとする。

5 審査会は、一次判定の結果（基本調査の結果の一部を修正した場合には、再度一次判定を行って得られた結果をいう。以下同じ。）を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味したうえで、介護の手に係る審査判定を行う。

6 審査会は、審査会での審査及び判定において、特記事項及び主治医意見書の内容から、通常の例に比べてより長い又は短い時間を介護に要すると判断される場合は、一次判定の結果を変更する。

なお、一次判定の結果を変更する場合には、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照する。

7 介護の手に係る審査判定において要介護1又は要支援2と判定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、「予防給付の適切な利用が見込まれない状態像について」（平成21年9月30日

老発 0930 第 6 号厚生労働省通知)を参照して、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護 1 又は要支援 2 のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。状態の維持・改善可能性に係る審査判定に当たっては、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」によるものとする。状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護 1 と判定した場合には、「新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像について」に示された、いずれの状態像に該当するか確定する。
(審査会が付する意見)

第 8 条 認定審査会は、必要に応じて意見を付するものとする。

2 認定審査会は、認定の有効期間について意見を付すときは、「現在の状況がどの程度継続するか」という観点から次の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行うものとする。

(1) 認定の有効期間を短縮する場合

- ア 主治医の意見書及び基本調査の特記事項等からして、介護の必要の程度等が変化する可能性が高いと考えられる場合
- イ その他審査会が特に必要と認める場合

(2) 認定の有効期間を延長する場合

- ア 更新認定であって、主治医の意見書及び基本調査の特記事項等からして、介護の必要の程度等が変化する可能性が低いと考えられる場合
- イ その他審査会が特に必要と認める場合

(審査及び判定にあたっての留意事項)

第 9 条 審査会は、審査対象者の状態を把握するため過去に用いた審査判定資料及び概況調査を参照することができるものとする。なお、概況調査の結果等を参照した場合であっても、第 7 条の規定に基づいて、一次判定により示された要介護状態等区分の結果及び認知機能・状態の安定性の評価結果を変更することとした場合には、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照するものとする。

2 認定審査会資料のうち「認知機能・状態の安定性の評価結果」は、介護の手間に係る審査判定において要介護 1 又は要支援 2 と判定された者に対する状態の維持・改善可能性に係る審査判定においてのみ用い、介護の手間に係る審査判定において「認知機能・状態の安定性の評価結果」を用いることはできない。

3 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者又は審査対象者の意見書を記載した医師が当該合議体に委員として出席しているときは、当該審査対象者の審査及び判定に限り、当該委員は判定に加わることはできない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることはできる。

4 審査及び判定にあたっては、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員並びにその他の専門家の意見を聴くことができる。

5 審査会は、非公開とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。